

兵庫県公報

平成25年5月17日 金曜日 第2492号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課）	2
○土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	7
○同 上（同）	8
○同 上（同）	8
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
○同 上（同）	13
○同 上（同）	13
○同 上（同）	14
○同 上（同）	14
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	14
○公有水面埋立て工事のしゅん功認可（港湾課）	15
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	15
○歳入の徴収事務の委託（県立歴史博物館）	16
公 告	
○随意契約の相手方等の公示（契約管理課）	16
○入札公告（但馬県民局）	16
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	23
○同 上（同）	23
○同 上（同）	23
選挙管理委員会告示	
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	24
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	25

告 示

兵庫県告示第754号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

県立但馬技術大学校入校選考試験	科目別得点	同 上	県立但馬技術大学校
県立高等技術専門学院入校選考試験	同 上	同 上	各県立高等技術専門学院

」

を

「

県立ものづくり大学校入校選考試験	科目別得点	同 上	県立ものづくり大学校
県立但馬技術大学校入校選考試験	同 上	同 上	県立但馬技術大学校
県立神戸高等技術専門学院入校選考試験	同 上	同 上	県立神戸高等技術専門学院

」

に改める。



兵庫県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

吉川土地改良区

就任役員

役員の区分
理 事

氏 名
今 井 健 二

住 所
三木市吉川町新田914番地の1

兵庫県東播土地改良区

就任役員

役員の区分
理 事

氏 名
井 場 正 篤

住 所
小野市黒川町527番地の1



兵庫県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上西土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 渕 久 司	明石市二見町西二見518番地
同	穂 原 住 夫	同 市二見町東二見751番地の1
同	西 口 栄 一	同 市二見町東二見1172番地の1
同	山 端 規美夫	同 市二見町西二見448番地の2
同	穂 原 直 臣	同 市二見町西二見461番地
同	山 端 昌 明	同 市二見町西二見230番地の4
同	山 渕 伯 昌	同 市二見町西二見450番地の2
同	中 里 猛	同 市二見町西二見258番地の1
監 事	中 里 龍 男	同 市二見町西二見479番地の3
同	中 里 正 己	同 市二見町西二見261番地
同	穂 原 義 昭	同 市二見町西二見364番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 渕 久 司	同 市二見町西二見518番地
同	穂 原 住 夫	同 市二見町東二見751番地の1
同	西 口 栄 一	同 市二見町東二見1172番地の1
同	山 端 規美夫	同 市二見町西二見448番地の2
同	穂 原 直 臣	同 市二見町西二見461番地
同	山 端 昌 明	同 市二見町西二見230番地の4
同	山 渕 伯 昌	同 市二見町西二見450番地の2
同	中 里 猛	同 市二見町西二見258番地の1
監 事	中 里 龍 男	同 市二見町西二見479番地の3
同	中 里 正 己	同 市二見町西二見261番地
同	穂 原 義 昭	同 市二見町西二見364番地の1

国岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 本 光 廣	加古郡稲美町国岡1288番地
同	福 田 光 正	同 郡同 町国岡6丁目68番地
同	鳴 瀧 洵 司	同 郡同 町国岡926番地の3
同	大 山 敏 彦	同 郡同 町中村606番地の1
同	鳴 瀧 修	同 郡同 町国岡761番地の1
同	繁 田 善 久	同 郡同 町国岡5丁目153番地
同	山 中 貞 夫	同 郡同 町国岡253番地の9
監 事	二 杉 康 幸	同 郡同 町国岡1374番地
同	古 谷 公 範	同 郡同 町国岡526番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 本 光 廣	加古郡稲美町国岡1288番地
同	高 松 秀 次	同 郡同 町国岡658番地の2
同	鳴 瀧 洵 司	同 郡同 町国岡926番地の3
同	大 山 敏 彦	同 郡同 町中村606番地の1
同	鳴 瀧 末 康	同 郡同 町国岡790番地の1
同	繁 田 喜 彦	同 郡同 町国岡1066番地
同	福 田 光 正	同 郡同 町国岡6丁目68番地
監 事	長谷川 良 司	同 郡同 町国岡2丁目1番地の2
同	二 杉 康 幸	同 郡同 町国岡1374番地



漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成25年4月30日に次のとおり認可した。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 漁業権者
名 称 市川水系漁業協同組合連合会
所在地 神崎郡福崎町南田原3116番地の1
- 2 漁業権番号
内共第5号
- 3 認可に係る変更の内容
第3条第2項を次のように改める。
網による遊漁は、次に掲げる区域及び期間内とする。

地区名	区 域	期 間
黒 川	朝来市生野町魚ヶ滝、魚ヶ滝キャンプ場にある水測場から同市生野町黒川、梅ヶ畑1号橋までの区域。ただし、黒川特定漁場を除く。	8月第3日曜日から 9月30日まで

地区名	区 域	期 間
栢原川	朝来市生野町・神崎郡神河町の市町境から朝来市生野町菖蒲沢橋までの区域。	8月第3日曜日から 9月30日まで

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市稲津字トウサカ谷13
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第759号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市上野字池ヶ谷140の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第760号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市上野字吉ヶ谷192、字梅ヶ谷199、200
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大藪字岩尾谷17の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市中米地字下山5の11、5の12、5の74から5の81まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市中米地字下山5の7、5の9、5の14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第764号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市中米地字下山5の6、字直谷49の3、49の9、49の20、49の29、49の31、50、66の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市船谷字袖谷91、92、93の1、94、95の1、95の2、96、96の1、97から100まで、100の1、101から104まで、105の1、105の2、106、107、107の1から107の5まで、108から114まで、386
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第766号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市浅野字天神ガサコ106（次の図に示す部分に限る。）、106の1
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字天神ガサコ106（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市十二所字才谷1の6から1の21まで、字皆田883、上箇字宮ノ上ミ68の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

十二所字皆田883、字才谷1の6・上箇字宮ノ上ミ68の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

養父市上箇字宮ノ上ミ63の1、64から67まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町和田字柳44、45・45の3・45の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町明延字七拾枚266、267、267の1、268、268の1、268の3、269、270の5、宇鉛屋敷1289
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第771号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市大屋町明延字七拾枚283、283の1
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第772号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字奥ヒナタ3109（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字奥ヒシロ3115の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 朝来市佐囊字金ヤガ谷3110・字奥ヒシロ3113の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 朝来市佐囊字金ヤガ谷3110・字玉ノ谷3112の1・字奥ヒシロ3113の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - 字金ヤガ谷3110（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市餅耕地字カンバ山33の1、33の2、34、35の1、35の2、36から40まで、41の1、41の2、42から45まで、46の1、46の2、47、48
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市餅耕地字磨ヶ峯49の1、49の2、50から57まで、59
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字カヽナベ北側94・94の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、94の3
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字カヽナベ北側94・94の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、94の19、94の20
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第780号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市建屋字奥山79の36
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第781号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字カヽナベ北側94・94の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字カヽナベ北側94の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第783号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 5月 7日から同年 6月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市大庄中通 3丁目ほか



兵庫県告示第784号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり室津漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 しゅん功認可年月日
平成25年 3月22日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
兵庫県
兵庫県知事 井 戸 敏 三
- 3 埋立区域の位置及び面積
たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034番37及び1034番45の地先公有水面
2,853.74平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成20年 7月23日
兵庫県指令西播（龍土）第9001号の7
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
たつの市



兵庫県告示第785号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社タツミコーポレーション
代表者の氏名 李 相 哲
住所 明石市松の内 2丁目 3番地の 9
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 M. G A I A板宿店
所在地 神戸市須磨区平田町 2丁目 3番 7号
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課
縦覧期間 平成25年 5月17日から同月30日まで



兵庫県告示第786号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を、マンパワーグループ株式会社神戸支店に次のとおり委託した。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県立歴史博物館観覧料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
マンパワーグループ株式会社
神戸支店 支店長 前 田 英 紀
- 4 委託年月日
平成25年 4月 1日
- 5 徴収の方法
マンパワーグループ株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年 5月17日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システムに係るトータルサポート契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
75,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 5月17日

契約担当者
但馬県民局長 岩 根 正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名

(国) 178号浜坂道路 大庭トンネル工事

(2) 工事場所

兵庫県美方郡新温泉町二日市

(3) 工事概要

工種 一般土木工事

規模 施工延長 749メートル、幅員 トンネル部 7.0 (10.0) メートル

トンネル延長 749メートル、内空断面積 (覆工後の内空面積) 69.2平方メートル

工法 NATM工法

(4) 工期

平成28年6月30日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 (以下「電子入札システム」という。) を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本工事は、工事目的物の品質について、入札時に技術提案を受け付ける入札時VE方式の適用工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(7) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (標準型) の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号 (一般競争入札等に参加する者に必要な資格等) に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得 (登録) 者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得 (登録) した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限 (以下「入札参加資格制限」という。) に該当しないこと。

イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得 (登録) しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日 (平成25年10月中旬予定・議決日以降) までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成10年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。) として完成した施工実績 (工事が完成し、その引渡しが完了したもの) を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、NATM工法によるトンネル内空断面積 (覆工後の内空面積) 60平方メートル以上かつ同一トンネルにおいて坑門を含む施工延長600メートル以上のトンネル本体工事

(4) 下記(2)アの構成員1にあつては、NATM工法による同一トンネルにおいて坑門を含む施工延長300メートル以上のトンネル本体工事

(9) 下記(2)アのその他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者
株式会社千代田コンサルタント

(ロ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ハ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は4者（「代表構成員」1者、「構成員1」1者、「その他の構成員」2者から構成）とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成25年7月18日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次の(イ)及び(ロ)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(ロ) 平成10年度以降にNATM工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空面積）60平方メートル以上かつ同一トンネルにおける坑口付及び600メートル以上の掘削並びに覆工コンクリートの施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者、若しくは、最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、この場合は、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成25年5月17日(金)から同年7月23日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所)

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務第1課

電話(0796)26-3606

5 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料

平成25年5月17日(金)から同年6月17日(月)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

平成25年5月17日(金)から同年7月23日(火)まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。)→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにて保存することにより取得すること。

6 入札参加の手續

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)、入札参加資格確認資料及びVE提案書(以下2つを合わせて「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成25年5月20日(月)から同年6月17日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、次の場所に持参する。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話(0796)82-5679

7 入札手續等

(1) 入札期間

平成25年7月24日(水)から同月25日(木)まで

午前9時から午後5時まで(7月25日(木)は午後4時まで)

(2) 開札日時

平成25年 7月26日 (金) 午後 1時30分

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)及び採択されたVE提案書を、平成25年 7月25日(木)午後4時まで(上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)及び採択されたVE提案書を、平成25年 7月25日(木)午後4時まで(上記4(2)の場所に提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、品質管理並びに施工管理を評価項目とし、品質管理については覆工コンクリートの品質確保と施工を評価指標とし、施工管理については地山状況の把握を評価指標とする。

イ その他に関する事項については、地域企業の活用並びに地域材料の活用を評価項目とし、地域企業の活用については技術力向上などの地元貢献を評価指標とし、地域材料の活用については指定資材の県内調達を評価指標とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点+加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大20点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、VE提案書作成要領の添付資料「(別表-1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁（4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札価格が財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にある入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退することはできない。

9 落札者の決定通知及び公表

(1) 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

(2) 落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領による公表項目に加え、次の項目を公表する。

ア 評価値

イ 各評価指標の審査点

(3) 入札結果の公表は、閲覧の方法により公表する他に、兵庫県のホームページ内の入札情報サービスにおいても契約締結後に公表する。

10 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらなないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

11 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日までに提出し、変更後の特別共

同企業体の構成員が3者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

12 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円（消費税込）を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (3) 上記(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については80パーセント、一般管理費については30パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成25年7月26日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成25年8月2日（金）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（上記3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 問合せ先
上記4(2)に同じ。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Construction works for the Oba Tunnel on Route 178
Construction method: NATM (New Austrian Tunnelling Method)
Construction length: 749m
Tunnel section: length 749m, width 7.0(10.0)m, area of inner cross-section 69.2m²
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 17, 2013

(3) Deadline for tender:

16:00 July 25, 2013

(4) Contact:

General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
7-11 Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo 668-0025
Tel (0796)26-3606



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡3丁目32番2から32番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町溝之口584番地
株式会社三建 代表取締役 高 見 憲 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 3月28日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-23-2号（24稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡3丁目31番2から31番4まで、31番8、31番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市加古川町溝之口584番地
株式会社三建 代表取締役 高 見 憲 一
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 1月17日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-24号（24稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 5月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町矢田部字書写田414番、423番1、424番、425番2、426番2、414番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市青山北二丁目33番12号
株式会社中筋鉄建 代表取締役 中 筋 富美男
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年 4月 5日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1-23-3号（24太子）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定し及び既に指定した施設の指定を取消しした旨並びに既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 5月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表尼崎市の項中

「	杭瀬公園管理棟	尼崎市杭瀬北新町2丁目6-61
	尼崎市立労働福祉会館	尼崎市東難波町4丁目18-32
」		
を		
「	杭瀬公園管理棟	尼崎市杭瀬北新町2丁目6-61
」		
に、		
「	尼崎市立西昆陽会館	尼崎市西昆陽2丁目33-6
」	尼崎市立西昆陽南会館	尼崎市西昆陽1丁目2-16
」		
を		
「	西昆陽会館	尼崎市西昆陽2丁目33-6
」	西昆陽南会館	尼崎市西昆陽1丁目2-16
」		
に、		
「	尼崎市立時友西会館	尼崎市武庫之荘8丁目28-12
」		
を		
「	時友西会館	尼崎市武庫之荘8丁目28-12
」		
に、		
「	尼崎市立南武庫之荘総台センター	尼崎市南武庫之荘11丁目6-15
」		
を		
「	尼崎市立南武庫之荘総台センター	尼崎市南武庫之荘11丁目6-15
」	蓬川地域学習館	尼崎市西難波町2丁目31-5
」	開明地域学習館	尼崎市開明町3丁目22

竹谷地域学習館	尼崎市宮内町3丁目141
城内地域学習館	尼崎市大物町1丁目19—28
杭瀬地域学習館	尼崎市杭瀬本町1丁目3—24
大庄南地域学習館	尼崎市武庫川町1丁目22
稲葉荘地域学習館	尼崎市稲葉荘1丁目3—26
宮前地域学習館	尼崎市塚口本町2丁目12—3
尾浜地域学習館	尼崎市尾浜町2丁目5—8
立花西地域学習館	尼崎市南武庫之荘2丁目20—12
塚口南地域学習館	尼崎市南塚口町2丁目31—26
園和北地域学習館	尼崎市東園田町3丁目76番地の16
小園地域学習館	尼崎市若王寺3丁目2—21

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第27号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定し及び既に指定した施設の指定を取消しした旨並びに既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 5月17日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表尼崎市の項中

「

立花福祉会館	尼崎市立花町1丁目17—9
尼崎市立労働福祉会館	尼崎市東灘波町4丁目18—32

を

「

立花福祉会館	尼崎市立花町1丁目17—9
--------	---------------

に、

「

尼崎市立西昆陽会館	尼崎市西昆陽2丁目33—6
尼崎市立西昆陽南会館	尼崎市西昆陽1丁目2—16

を

「

西昆陽会館	尼崎市西昆陽2丁目33—6
西昆陽南会館	尼崎市西昆陽1丁目2—16

に、

「

尼崎市立時友西会館	尼崎市武庫之荘8丁目28—12
-----------	-----------------

を

「

時友西会館	尼崎市武庫之荘 8 丁目28—12
-------	-------------------

に、
「

尼崎市立南武庫之荘総合センター	尼崎市南武庫之荘11丁目 6—15
-----------------	-------------------

を
「

尼崎市立南武庫之荘総合センター	尼崎市南武庫之荘11丁目 6—15
蓬川地域学習館	尼崎市西難波町 2 丁目31— 5
開明地域学習館	尼崎市開明町 3 丁目22
竹谷地域学習館	尼崎市宮内町 3 丁目141
城内地域学習館	尼崎市大物町 1 丁目19—28
杭瀬地域学習館	尼崎市杭瀬本町 1 丁目 3—24
大庄南地域学習館	尼崎市武庫川町 1 丁目22
稲葉荘地域学習館	尼崎市稲葉荘 1 丁目 3—26
宮前地域学習館	尼崎市塚口本町 2 丁目12— 3
尾浜地域学習館	尼崎市尾浜町 2 丁目 5— 8
立花西地域学習館	尼崎市南武庫之荘 2 丁目20—12
塚口南地域学習館	尼崎市南塚口町 2 丁目31—26
園和北地域学習館	尼崎市東園田町 3 丁目76番地の16
小園地域学習館	尼崎市若王寺 3 丁目 2—21

に改める。